

宿泊施設を運営する皆さまへ

宿泊施設のごみの正しい出し方

ちゃんとしないと
厳罰ですよ!

宿泊施設のごみ(事業ごみ)を、家庭ごみの収集場所に出してはいけません。

不法投棄に該当し、厳しい罰則が科せられます。



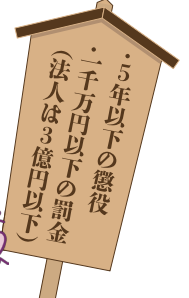
知らなかったじゃ
すまされない…!



「民泊」のごみの不法投棄容疑で書類送検

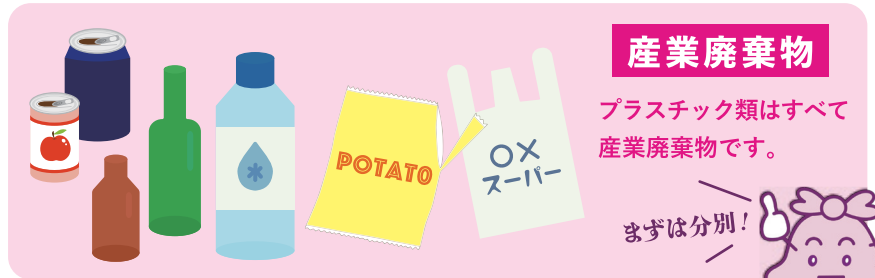
左京区の不動産会社と元社員が、同社が管理する宿泊施設から出たごみを下京区にあるマンションのごみ集積ボックスに不法投棄した容疑で書類送検されています。

そりゃ大変だっ



POINT①

ごみの正しい分け方 一般廃棄物と産業廃棄物に分別してください。



プラスチック類はすべて産業廃棄物です。

まずは分別!



※再生利用可能なもの(きれいな紙類等)はリサイクルしてください。

POINT②

適正な分別保管、宿泊者へのごみ出しルールの周知



宿泊者がごみの捨て方に迷わないよう、施設内に分別するごみの種類ごとにゴミ箱等を設置し、保管してください。

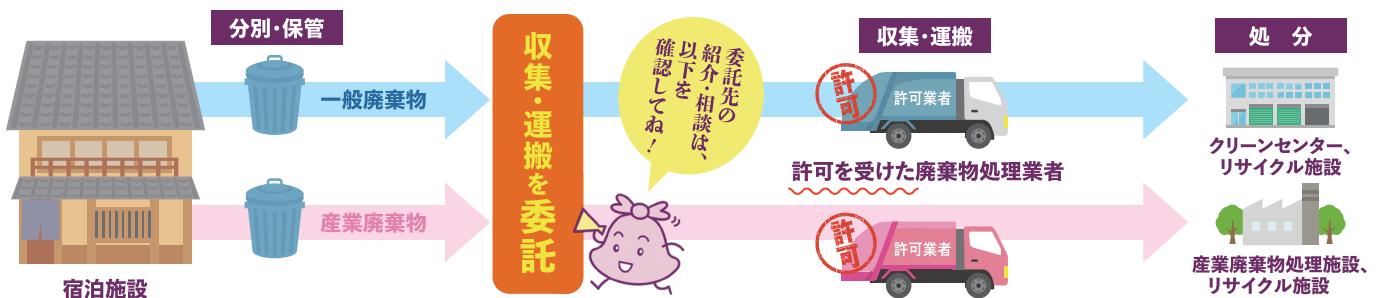
ごみの分別ルールを宿泊者に周知してください。

OK!



POINT③

ごみの処理(許可業者への委託等)



ごみをきちんと分別し、許可を受けた廃棄物処理業者に収集・運搬を委託しましょう。

一般廃棄物処理業者 の紹介: 京都環境事業協同組合 (TEL: 075-691-5516)

産業廃棄物処理業者 の紹介: (公社) 京都府産業資源循環協会 (TEL: 075-694-3402)

※缶やびん、リサイクル可能な紙類など、一部の資源物に限っては、資源回収業者に委託することも可能です。

※処理先の施設に直接自己搬入することも可能です。

きちんと守ろう!



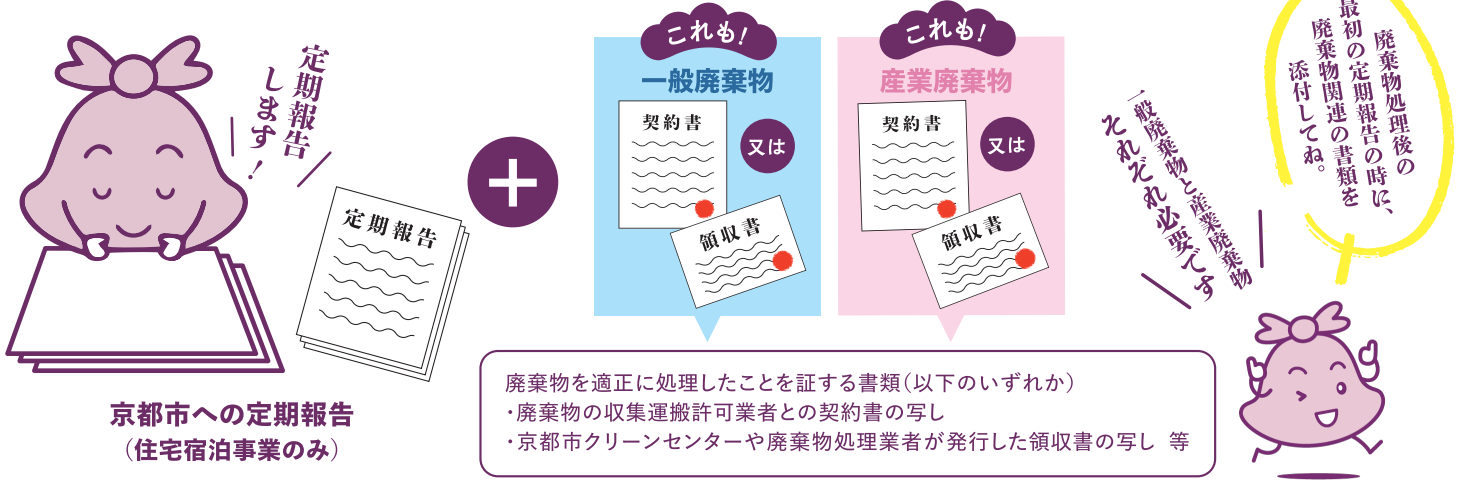
ごみちゃん

事業を始める前に廃棄物の処理方法について報告が必要です。

旅館業(簡易宿所など)許可申請時又は住宅宿泊事業の届出時に、条例に基づき、**廃棄物の処理方法(許可業者に委託か自己運搬、委託する場合は業者名と収集頻度)**について京都市長に報告しなければなりません。

また、住宅宿泊事業の届出住宅は、**廃棄物を処理した日以降の最初に行う定期報告時に、適正に処理したことを証する書類の提出が義務付けられています。**

- ◆提出先：医療衛生センター住宅宿泊事業審査担当(TEL 075-748-1313、FAX 075-251-7235)
- ◆廃棄物の処理方法等のご相談先：以下の「お問い合わせ」まで



ごみのポイ捨て防止に向け、宿泊客へ周知してください。

路上等へのごみのポイ捨ては、法律で禁止されていることを周知してください。



お問い合わせ

紹介

一般廃棄物収集
運搬許可業者の紹介

京都環境事業協同組合

京都市南区吉祥院新田貳ノ段町65

TEL:075-691-5516

紹介

産業廃棄物
処理業者の紹介

(公社)京都府産業資源循環協会

京都市南区東九条中御霊町53-4 Johnsonビル2F

TEL:075-694-3402

相談

一般廃棄物の
処理方法等の相談

京都市環境政策局循環型社会推進部
資源循環推進課(事業ごみ担当)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:075-222-3948

相談

産業廃棄物の
処理方法等の相談

京都市環境政策局循環型社会推進部
廃棄物指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:075-222-3957



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
令和6年6月発行 京都市印刷物 第064249号

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

